

第 20 期

# 定時株主総会 招集ご通知

## 日時

2023年12月25日（月曜日）午前10時  
（受付開始は午前9時30分を予定しております）

## 場所

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階  
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）



## 決議事項

議案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

**リビン・テクノロジーズ株式会社**

証券コード 4445

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。第20期は営業収益、営業利益ともに過去最高を更新、第21期は最高売上を更新させつつ、堅調に積み上がる営業利益で4つの重点施策に成長投資を行い、株主の皆様のご期待に応えてまいります。

代表取締役社長  
川合 大無



## 第21期の重点施策

### ①クライアント数を増やす

- AI等を活用した新サービスをリリース
- クライアント向けBPOサービスの投入
- 営業組織の改編

### ②第二の主力事業を早期実現

- 「リビンマッチ」に並ぶ主力事業を作る
- 「ぬりマッチ」の子会社化で事業スピードUP

### ③売上高広告費率の改善

- 売上高に占める広告費率は52%超
- 1%の改善で約3,000万円の粗利増効果
- SEOなどオーガニック集客の強化

### ④人材の質と量を強化

- 営業体制の充実⇒営業増員
- サービス開発の迅速化⇒エンジニア増員
- 合計20名超の正社員純増を計画
- 高度人材の獲得（質）
- デジタル人材化の促進（質）

証券コード 4445  
2023年12月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号  
リビン・テクノロジー株式会社  
代表取締役社長 川 合 大 無

## 第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.lvn.co.jp/>

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリー」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「リビン・テクノロジー」または「コード」に当社証券コード「4445」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、当日のご出席については慎重にご判断いただき、ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年12月22日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年12月25日（月曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号 東京証券会館9階  
3. 目的事項  
報告事項 第20期（2022年10月1日から2023年9月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
議 案 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、計算書類の「個別注記表」を除いております。従いまして、本定時株主総会招集ご通知提供書面に記載している計算書類は、会計監査人または監査等委員会が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。
  - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
  - ◎株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。

(提供書面)

## 事業報告

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当社を取り巻くインターネット広告市場においては、AIを活用した広告運用手法、通信環境の進展、デバイスの拡張などを背景に、引き続き堅調な成長が予想されますが、2024年内にサードパーティークッキーが完全に廃止されると見込まれるなど、注視が必要な状況であります。

このような状況の下、当社は、2023年9月期を「継続チャレンジフェーズ」とし、株主の皆様のご期待に応えるべく、「クライアント数の増大」「新サービスの収益化」「M&Aの成約」「粗利フォーカス」「組織の再編」の5つの重点施策に全力で取り組む年度と位置付け、企業価値の向上に取り組んでまいりました。

「クライアント数の増大」施策につきましては、請求ベースの月間平均クライアント数が2022年9月期第4四半期比で198社増加し、2,286社となりました。「新サービスの収益化」施策につきましては、外壁塗装の比較サービス『ぬりマッチ』の営業収益が着実に伸長しました。「M&Aの成約」施策は、不動産管理会社向け営業支援SaaS『BAIZO KANRI』を事業譲受し、営業を開始いたしました。また、「粗利フォーカス」施策において、WEBマーケティング効率の改善に注力し、「組織の再編」施策で部門を増設、専門性を高め業務遂行力の強化を図りました。

この結果、当事業年度の経営成績は、営業収益3,374,632千円（前期比11.4%増）、営業利益461,950千円（前期比21.7%増）、経常利益463,037千円（前期比21.7%増）、当期純利益302,208千円（前期比28.4%増）となりました。

##### ② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は26,617千円であります。

##### ③ 資金調達の状況

当事業年度中は、資金調達は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2020年9月期)	第 18 期 (2021年9月期)	第 19 期 (前事業年度) (2022年9月期)	第 20 期 (当事業年度) (2023年9月期)
営 業 収 益(千円)	2,444,396	3,242,983	3,029,520	3,374,632
営 業 利 益(千円)	34,142	139,341	379,683	461,950
経 常 利 益(千円)	9,404	148,071	380,484	463,037
当 期 純 利 益(千円)	5,389	88,741	235,425	302,208
1株当たり当期純利益 (円)	4.03	66.19	175.35	224.94
総 資 産(千円)	1,863,859	1,848,832	2,008,437	2,125,097
純 資 産(千円)	807,942	900,964	1,143,251	1,451,528
1株当たり純資産額 (円)	602.94	668.55	843.81	1,068.73

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前事業年度の期首から適用しており、前事業年度及び当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① 既存サービスにおける持続的な成長

当社は、「不動産プラットフォーム事業」として、不動産バーティカルメディア『リビンマッチ』を軸に不動産・住宅業界に特化したサービスを提供しております。当社が今後も継続的に成長していくためには、エンドユーザー及びクライアント企業のニーズを把握し、『リビンマッチ』の魅力、認知度を向上させることで、オーガニック経由の集客を強化し、広告の費用対効果と利益率を向上させることが重要であると認識しております。

この課題に対応するため、当社ではこれまでWEBマーケティングの内製化によりノウハウを蓄積してまいりました。また、今後の持続的な成長のためには、営業人員の生産性の向上、ソリューション営業力の強化等により新規クライアント数を増加させることが重要と認識しております。今後も『リビンマッチ』のコンテンツ及びサービスメニューの拡充による利便性向上等、エンドユーザー及びクライアント企業から選ばれるサービスを提供してまいります。

また、2021年にサービスを開始した『ぬりマッチ』、2022年にサービスを開始した『メタ住宅展示場』に関しましても、規模拡大が急務であります。『ぬりマッチ』事業の規模拡大のため、子会社を設立して事業を移譲し、『リビンマッチ』に並ぶ第2の主力サービスを創出するべく、事業推進の迅速化を行ってまいります。『リビンマッチ』で蓄積したノウハウを最大限活用し、一刻も早い認知度向上、収益拡大に努めてまいります。

##### ② 新規サービスの開発

現在、当社は不動産・住宅業界に特化して不動産プラットフォームサービスを提供しておりますが、当社のサービス提供領域以外においても、不動産テックによるサービスは続々と実用化され、不動産業界全体に大きな変革をもたらしていくものと考えられます。

また、昨今の目まぐるしい技術革新により、様々な先端技術が開発され、ビジネスに活用されております。当社においても、生成AIや言語解析などの先端技術を研究、商品化を目指してまいります。

当社では、「インターネットサービスを利用して、人々の生活に密着した手放せないサービスを提供し、世の中に必要不可欠な企業になる」という企業理念を実現し、企業価値及び株主価値の向上を目指すために、今後もエンドユーザー及びクライアント企業から支持される新規サービスを開発してまいります。

③ 内部管理体制の強化

当社は成長段階にあり、業務運営の効率化やリスクマネジメントのための内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。このため、業務の整理を推進して効率化を図るとともに、事業等のリスクを適切に把握・対処し、コンプライアンスを重視した経営管理体制に重点をおくことで、経営の公平性や透明性を確保し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

④ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社は、今後の更なる事業拡大のためには、優秀な人材の確保及び当社の成長に応じた組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

人材の確保においては、新卒採用・中途採用ともに実施しており、将来の幹部候補として、当社の求める資質を兼ね備えつつ、企業風土にあった人材を登用する方針であります。

また、個々のチーム・従業員が最大限のパフォーマンスを出せるよう、教育体制の整備を進めてまいります。特に、進化し続けるデジタル技術に対応するべく、全社員を対象に、リスクリングを行い、全社員デジタル人材化を推進いたします。人材の定着と能力の底上げを行っていくことで、組織体制の強化に取り組んでまいります。

⑤ システムの安定性の確保

当社の運営する不動産バーティカルメディア『リビンマッチ』は、インターネット上でサービスを提供しているため、システムの安定稼働の確保は必要不可欠であります。このため、人員の拡充や、サーバーの増設等の設備投資を継続的に行うことで、システムの安定性の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年9月30日現在)

当社は、不動産サービスの比較サイト『リビンマッチ』の運営を中心とした不動産プラットフォーム事業を主な事業とし、併せて、これらに附帯する一切の事業を営んでおります。

(6) 主要な営業所 (2023年9月30日現在)

本社	東京都中央区日本橋堀留町一丁目8番12号 ホウライ堀留ビル8階
本社第2オフィス	東京都中央区日本橋人形町三丁目6番7号 人形町共同ビル4,5階
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号 JRE御堂筋ダイワビル12階
福山オフィス	広島県福山市霞町一丁目1番24号 福山ビル12階
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区博多駅前一丁目4番4号 東京建物博多ビル10階

(7) 従業員の状況 (2023年9月30日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
83名 (35名)	3名減	32.7歳	3.0年

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数 (パートタイマーを含む。) は、最近1年間の平均人員を ( ) 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年9月30日現在)

借入先	借入額 (千円)
株式会社みずほ銀行	95,000
株式会社三井住友銀行	31,530
株式会社りそな銀行	16,640
株式会社三菱UFJ銀行	5,018

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2023年11月1日付にて、当社100%出資の子会社であるリビンDX株式会社を設立し、2024年1月1日を効力発生日として、会社分割 (簡易吸収分割) により当社の外壁塗装業界DX化事業 (ぬりマッチ) を当該子会社に承継させる吸収分割契約を2023年11月14日付にて、当該子会社との間で締結いたしました。

## 2. 株式の状況 (2023年9月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,343,588株
- (3) 株主数 638名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
川合 大無	547,700	40.76
川合商会株式会社	400,000	29.77
楽天証券株式会社	50,900	3.78
BNYM AS AGT/CLTS NON TREATY JASDEC	34,700	2.58
株式会社SBI証券	32,639	2.42
山田 雄太	31,000	2.31
INTERACTIVE BROKERS LLC	22,100	1.64
今 秀信	10,000	0.74
高澤 一輝	9,000	0.66
GMOクリック証券株式会社	6,200	0.46

(注) 持株比率は、自己株式 (22株) を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

#### (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権	第 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2018年5月23日	2021年2月12日
新 株 予 約 権 の 数		70個	24個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 280株 (新株予約権 1 個につき 4株)	普通株式 2,400株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	1 個につき 900円
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 2,772円 (1株当たり 693円)	新株予約権 1 個当たり 278,900円 (1株当たり 2,789円)
権 利 行 使 期 間		2020年5月24日から 2028年5月23日まで	2023年1月1日から 2031年2月28日まで
行 使 の 条 件		(注) 1	(注) 2
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	—	新株予約権の数 24個 目的となる株式数 2,400株 保有者数 2名
	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	新株予約権の数 70個 目的となる株式数 280株 保有者数 1名	—
		第 7 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2021年2月12日	
新 株 予 約 権 の 数		20個	
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 2,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)	
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		1 個につき 900円	
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1 個当たり 278,900円 (1株当たり 2,789円)	
権 利 行 使 期 間		2023年1月1日から 2031年2月28日まで	
行 使 の 条 件		(注) 2	
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	新株予約権の数 20個 目的となる株式数 2,000株 保有者数 2名	
	取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	—	

(注) 1. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または社外協力者の地位を有していなければならない。ただし、当社の取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

- ②当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
  - ③新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 新株予約権の行使の条件は次のとおりであります。
- ①新株予約権者は、2022年9月期から2023年9月期までのいずれかの期において、当社の有価証券報告書における当社の損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書）に記載された営業利益が、500百万円を超過した場合には、本新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。
  - ②新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ③当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。
  - ④新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- (2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**  
該当事項はありません。
- (3) **その他新株予約権等に関する事項**  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役の状況 (2023年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	川合大無	
取締役	小櫻耕一	インサイドセールス部 部長
取締役	金木宏之	経営企画部 部長 株式会社インターアクション社外取締役
取締役 (常勤監査等委員)	井田英明	株式会社BOOKWELL代表取締役
取締役 (監査等委員)	長富一勲	長富一勲公認会計士事務所 所長 株式会社アйдママーケティングコミュニケーション社外取締役
取締役 (監査等委員)	大下徹朗	スマートニュース株式会社 Director

- (注) 1. 取締役井田英明氏、長富一勲氏及び大下徹朗氏は、社外取締役であります。
2. 取締役長富一勲氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である者を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門等と監査等委員会との十分な連携を可能とすべく、常勤監査等委員を選定することとし、監査等委員会の決議により、井田英明氏が常勤監査等委員に選定されております。
4. 当社は、社外取締役井田英明氏及び長富一勲氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員である取締役がその職務執行につき善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に定める最低限度額としております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で、当社の取締役（当事業年度中に在任していた者を含む。）を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、その職務の執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、1年毎に契約更新しております。

なお、当該保険契約では当社が当該役員に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

### (4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）の個人別の報酬額等の内容にかかる決定方針を決議しております。公正かつ透明性の高い手続きを確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るために、代表取締役社長（川合大無氏）及び監査等委員である社外取締役2名（井田英明氏、長富一勲氏）より構成される報酬諮問委員会を設置しており、取締役（監査等委員を除く。）の報酬額については、株主総会で承認された総額の範囲内で報酬諮問委員会における審議を経たうえで取締役会において決定しております。

#### a. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その報酬額は役位、役割、貢献度等に応じて、業容の変化や報酬水準の情勢等をも考慮しながら、総合的に勘案して決定しております。

#### b. 業績連動報酬等に関する方針

業績連動報酬等は、毎年一定の時期に、業績及び貢献度を考慮して支給の有無を決定し、支給する場合には、その他、役位、役割、業容の変化や報酬水準の情勢等をも考慮しながら、総合的に勘案して支給額を決定しております。

#### c. 非金銭報酬等に関する方針

非金銭報酬等は、中期的な業容拡大と企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、新株予約権及び時価発行新株予約権信託等を用いることにより、当社への貢献度に応じて、都度定める新株予約権の交付ガイドラインに従って新株予約権を分配しております。

#### d. 報酬等の割合に関する方針

報酬等の割合については（業績連動報酬等を除く）、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、決定しております。なお、業績連動報酬等は、業績が計画を大幅に上回った場合、取締役個人の貢献度が著しく高い場合に限り支給することがあるものとし、支給する場合の報酬割合については、業績及び貢献度等を総合的に勘案の上、上記の決定方針に準じて、決定しております。

#### e. 報酬等の決定の委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき報酬諮問委員会がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分としております。報酬諮問委員会の委員は、代表取締役社長（川合大無氏）及び監査等委員である社外取締役2名（井田英明氏、長富一勲氏）より構成されており、当社全体の業績を俯瞰しつつ、社外取締役である委員の客観的な視点も取り入れて適切な判断が可能であると考えております。

なお、非金銭報酬等は、取締役会で取締役個人別の割当数を決議しております。

### (5) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く。）	77,190	77,190	—	—	3
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	90,390 (13,200)	90,390 (13,200)	— (—)	— (—)	6 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く。）の報酬限度額は、2018年12月27日開催の第15期定時株主総会において、年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く。）の員数は、3名（うち、社外取締役は0名）です。
2. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2019年12月20日開催の第16期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。
3. 取締役の個別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬諮問委員会による前記「(4) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」との整合性を含めた多角的な検討が行われているため、取締役会は、上記の当事業年度に係る取締役の個人別の内容は当該方針に沿うものであり、相当と判断しております。

## (6) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（常勤監査等委員）井田英明氏は、株式会社BOOKWELLの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）長富一勲氏は、長富一勲公認会計士事務所の所長であり、株式会社アイドマーケティングコミュニケーションの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役（監査等委員）大下徹朗氏は、スマートニュース株式会社の社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 （常勤監査等委員） 井 田 英 明	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 ベンチャー企業の成長支援、資本政策などを含む経営コンサルティング業務に数多く携わった経験及びその見識に基づき、社外の公正・客観的な立場から適宜発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員） 長 富 一 勲	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 主に財務・会計等に関し、公認会計士としての専門的見地からの分析・評価に基づき、社外の公正・客観的な立場から適宜発言を行っております。
社外取締役 （監査等委員） 大 下 徹 朗	当事業年度に開催された取締役会17回、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。 主にインターネット業界における経営者としての豊富な知見と幅広い見識に基づき、社外の公正・客観的な立場から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称 東邦監査法人

(注) 当社の会計監査人でありましたEY新日本有限責任監査法人は、2022年12月23日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

### (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び使用人がコンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うため、コンプライアンス管理規程を制定し、その周知徹底を図ります。
- (b) 代表取締役直轄の内部監査担当を設置し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役及び監査等委員に報告します。また、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築、運用します。
- (c) 反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応するため、反社会的勢力対策規程を制定し、その周知徹底を図ります。
- (d) 取締役会は、法令や諸規則に基づく適法性及び経営判断に関する妥当性を確保するべく、業務執行の決定と取締役の監督を行います。
- (e) 監査等委員会は、独立した立場から法令が定める権限を行使し、取締役の職務執行を監督・監査します。
- (f) 取締役及び使用人の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とします。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務執行に係る文書及び情報については、文書管理規程及び情報セキュリティ管理規則に基づき、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で保存及び管理を行います。
- (b) 取締役及び監査等委員は、必要に応じて (a) の文書等を閲覧できるものとします。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握、評価及び管理し、統合的にリスク管理を行うことでリスクの顕在化の防止、損失の最小化を図ります。
- (b) 不測の事態が発生した場合には、管理部門を管掌する取締役を対応責任者とし、リスクの内容に応じて顧問弁護士や外部の専門機関等と連携して、損失を最小限に抑えるため、迅速かつ適切に対応します。
- (c) 経営全般に係るリスク管理を行うために、リスク管理規程、コンプライアンス管理規程を定

- め、内部監査担当により、それぞれ規程の整備、運用状況の確認を行います。
- (d) 取締役及び主要な使用人で構成する経営会議により、コンプライアンス、リスクマネジメント、情報セキュリティについて検討することにより、迅速な危機管理体制を構築できるように努めます。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (a) 取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、毎月1回の定時開催及び必要に応じて随時開催します。
  - (b) 取締役は緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的かつ迅速に職務を執行します。
  - (c) 業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程等、各種社内規程を定めることにより、責任の範囲及び権限を明確化し、取締役の職務執行が効率的に行われることを確保します。
- ⑤ 監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役（監査等委員である者を除く。）からの独立性に関する事項
- (a) 監査等委員である取締役は、監査等委員である取締役を補助すべき使用人を置くことを、取締役会に求めることができます。
  - (b) 監査等委員である取締役を補助すべき使用人は、監査等委員である取締役の指揮命令に服し、取締役（監査等委員である者を除く。）の指揮命令系統から独立しております。
  - (c) 監査等委員である取締役を補助すべき使用人の人事に関しては、監査等委員会の同意を必要としております。
- ⑥ 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制
- (a) 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、法令に違反する事実、会社に重大な影響を及ぼすおそれのある事実等を発見したときには、監査等委員である取締役に対して、当該事実に関する事項を速やかに報告するものとします。
  - (b) 取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人は、監査等委員である取締役の要請に応じ、速やかに職務執行の状況等を報告するものとします。
  - (c) 監査等委員への報告を行った取締役（監査等委員である者を除く。）及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。

- ⑦ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
  - (a) 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかにこれに応じることとします。
  
- ⑧ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査等委員である取締役は、定期的に代表取締役と意見交換を行います。また、必要に応じて他の取締役及び重要な使用人からヒアリングを行います。
  - (b) 監査等委員である取締役は、社内の重要会議に出席し、意見を述べるができるものとします。また、必要に応じて、監査法人や弁護士などの外部の専門家と意見交換を行い、助力を得ることができるものとします。
  - (c) 監査等委員会は、会計監査人及び内部監査担当と、会社の監査に関して定期的に意見交換を行うなどして緊密な連携を図ります。
  
- ⑨ 財務報告の信頼性を確保するための体制
  - (a) 財務報告に係る内部統制の役割の重要性を強く認識し、信頼性のある財務報告を行うのに必要な知識、技術を有する使用人を配置します。
  - (b) 会計基準その他の法令を遵守し、経理規程等を整備して適切な会計処理を行うとともに、一般に公正妥当と認められる基準に従い、内部統制の整備、運用の評価を定期的を実施し、業務改善を継続的に行います。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会及び経営会議において継続的に経営上の新たなリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査等委員会は、経営に重大な影響を及ぼすリスクについて適切に対応しているか、業務執行を行う取締役に適時確認しており、その検証結果は監査等委員会において情報共有し、必要に応じて代表取締役に報告しております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。しかしながら、現在当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

このことから、創業以来配当は実施しておらず、現時点において配当の実施及びその時期等については未定であります。将来的には、財政状態、経営成績、事業計画等を勘案し、株主への利益還元策を決定していく所存であります。

# 貸借対照表

(2023年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資 産 の 部)</b>		<b>(負 債 の 部)</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,729,251</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>627,079</b>
現金及び預金	1,128,123	買掛金	1,883
売掛金	588,840	1年内返済予定の長期借入金	101,698
前払費用	19,551	未払金	226,679
その他	4,548	未払費用	117,668
貸倒引当金	△11,812	未払法人税等	92,332
<b>固 定 資 産</b>	<b>395,845</b>	未払消費税等	28,640
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>10,349</b>	前受金	48,311
建物	8,711	ポイント引当金	464
車両運搬具	241	預り金	9,400
器具備品	1,396	<b>固 定 負 債</b>	<b>46,490</b>
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>26,218</b>	長期借入金	46,490
ソフトウェア	24,893	<b>負 債 合 計</b>	<b>673,569</b>
商標権	1,325	<b>(純 資 産 の 部)</b>	
<b>投資その他の資産</b>	<b>359,277</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>1,435,909</b>
投資有価証券	237,415	資本金	194,295
破産更生債権等	759	資本剰余金	163,295
長期前払費用	33	資本準備金	163,295
繰延税金資産	33,304	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>1,078,422</b>
その他	88,523	その他利益剰余金	1,078,422
貸倒引当金	△759	繰越利益剰余金	1,078,422
<b>資 産 合 計</b>	<b>2,125,097</b>	<b>自 己 株 式</b>	<b>△103</b>
		新株予約権	15,618
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>1,451,528</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>2,125,097</b>

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	3,374,632
営業費用	2,912,681
営業利益	461,950
営業外収益	
受取利息	12
有価証券利息	1,233
雑収入	609
その他	759
合計	2,615
営業外費用	
支払利息	764
投資事業組合運用損	746
雑損	18
合計	1,528
経常利益	463,037
特別損失	
固定資産除却損	51
合計	51
税引前当期純利益	462,985
法人税、住民税及び事業税	161,918
法人税等調整額	△1,141
当期純利益	302,208

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2022年10月1日から  
2023年9月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株主資本 合計	新株予約権	純資産 合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当 期 首 残 高	194,260	163,260	163,260	776,213	776,213	△103	1,133,631	9,619	1,143,251
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	34	34	34				69		69
当 期 純 利 益				302,208	302,208		302,208		302,208
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								5,998	5,998
当 期 変 動 額 合 計	34	34	34	302,208	302,208	－	302,278	5,998	308,277
当 期 末 残 高	194,295	163,295	163,295	1,078,422	1,078,422	△103	1,435,909	15,618	1,451,528

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年12月1日

リビン・テクノロジーズ株式会社

取締役会 御中

東邦監査法人  
東京都千代田区

指 定 社 員 公認会計士 石 井 克 昌  
業 務 執 行 社 員  
指 定 社 員 公認会計士 小 山 雄 司  
業 務 執 行 社 員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リビン・テクノロジーズ株式会社の2022年10月1日から2023年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年10月1日から2023年9月30日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東邦監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年12月1日

リビン・テクノロジーズ株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 井 田 英 明 ㊟

監査等委員 長 富 一 勲 ㊟

監査等委員 大 下 徹 朗 ㊟

(注) 監査等委員井田英明、長富一勲及び大下徹朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

**議案** 取締役（監査等委員である者を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

かわい だいむ  
**川合 大無**

(1975年7月26日生)

所有する当社の株式数…………… 547,700株

**再任**

**【略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況】**

1998年4月 ニチモウ(株) 入社

2000年7月 バリューコマース(株) 入社

2003年2月 (株)サイバーエージェント 入社

2004年1月

当社設立 代表取締役社長就任  
(現任)

**取締役候補者とした理由**

当社の創業者であり、インターネット広告業界における豊富な知識と経験に基づき、代表取締役として長年にわたって経営の指揮を執り企業価値の向上に貢献してきたことから、引き続き取締役候補者としております。

候補者番号

2

※

伊藤 彰孝 (1974年6月8日生)

所有する当社の株式数……………

0株

新任

【略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

1997年4月	データイスト(株) 入社	2022年9月	当社入社	開発部長就任(現任)
1998年1月	(株)セガ・エンタープライゼス (現(株)セガ) 転籍			
2001年10月	(株)ソニー・コンピューターエンタテインメント(現(株)ソニー・インタラクティブエンタテインメント) 入社			
2007年4月	(株)ベネッセ・コーポレーション 入社			

取締役候補者とした理由

サービス開発に関する豊富な知識と経験、先端技術への知見も有しているため、当社の事業管掌取締役として企業価値の向上に貢献が期待できることから、新任の取締役候補者としております。

候補者番号

3

※

小林 翔太郎 (1988年7月12日生)

所有する当社の株式数……………

0株

新任

【略歴、当社における地位及び担当並びに重要な兼職の状況】

2012年10月	(株)ホームアドバイザー(現(株)くふう住まい) 入社
2016年5月	当社 入社
2020年8月	(株)WARC 入社
2020年12月	(株)ミナカラ 入社
2022年1月	(株)キッズスター 入社

取締役候補者とした理由

経営管理部門の豊富な実務経験のほか、内部監査及び内部統制担当者として務めた経験を有しており、コーポレート・ガバナンス強化に資することが期待されるため、新任の取締役候補者としております。

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。  
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
3. 川合大無氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。  
4. 当社は役員等賠償責任保険契約を締結しており、候補者は当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要等は事業報告13頁をご参照ください。

以上

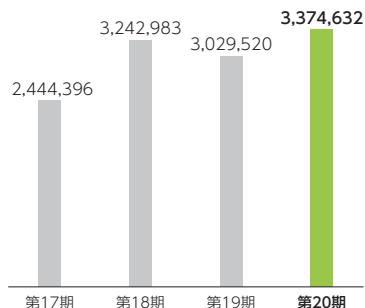


## 第20期決算概況

- 営業収益・営業利益・経常利益・当期純利益・クライアント数で過去最高を更新しました。
- 前期比で、営業収益は111.4%、営業利益121.7%となり、着実な成長を継続しております。

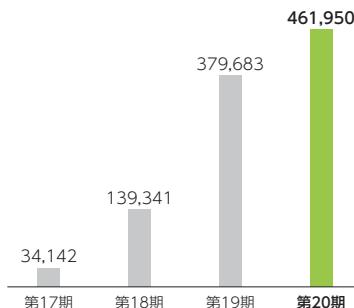
### □ 営業収益

(単位：千円)



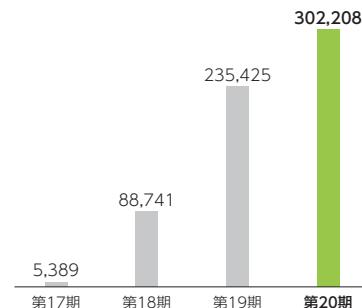
### □ 営業利益

(単位：千円)



### □ 当期純利益

(単位：千円)



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を前事業年度の期首から適用しており、前事業年度及び当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。



## 創立20周年記念特別株主優待

- 2024年1月15日に迎える創立20周年を記念し「創立20周年記念特別株主優待」の実施を決定いたしました。当社株式を中長期的に保有いただける株主様の増加を図り、当社株式への魅力を高め、流動性および株式価値向上の一助となることを目的としています。

基準日	優待の内容	対象者	贈呈の時期
2024年 3月31日	QUOカード 3,000円	100株(1単元)以上 保有の株主様	2024年 5月上旬

## 株主総会会場ご案内図

### 会場

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号  
東京証券会館9階

### 交通

東京メトロ	東西線・日比谷線	茅場町駅（8番出口直結）
東京メトロ	銀座線	日本橋駅（B10出口より徒歩6分）
都営地下鉄	浅草線	日本橋駅（D2出口より徒歩4分）



当社のホームページでは株主・投資家の皆様に対して、企業情報や財務情報をはじめとして、様々な情報を開示しております。当社をよりご理解いただくためにも、ぜひ一度ご覧ください。

<https://www.lvn.co.jp/>



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。